民事訴訟法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和五年十二月十五日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第三百五十六号

民事訴訟法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和四年法律第四十八号）附則第一条第四号の規定に基づき、この政令を制定する。

民事訴訟法等の一部を改正する法律附則第一条第四号に掲げる規定の施行期日は、令和六年三月一日とする。

内閣総理大臣　岸田　文雄
法務大臣　小泉　龍司

仲裁法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和五年十二月十五日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第三百五十七号

仲裁法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、仲裁法の一部を改正する法律（令和五年法律第十五号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

仲裁法の一部を改正する法律の施行期日は、令和六年四月一日とする。

法務大臣　小泉　龍司
内閣総理大臣　岸田　文雄

裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和五年十二月十五日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第三百五十八号

裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和五年法律第十七号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行期日は、令和六年四月一日とする。

法務大臣　小泉　龍司
内閣総理大臣　岸田　文雄

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和五年十二月十五日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第三百五十九号

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和四年法律第四十三号）附則第一条第五号の規定に基づき、この政令を制定する。

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律附則第一条第五号に掲げる規定の施行期日は、令和六年五月一日とする。

内閣総理大臣　岸田　文雄
経済産業大臣　西村　康稔

高圧ガス保安法関係手数料令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和五年十二月十五日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第三百六十号

高圧ガス保安法関係手数料令の一部を改正する政令

内閣は、高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第七十三条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

高圧ガス保安法関係手数料令（平成九年政令第二十一号）の一部を次のように改正する。

第二条の次に次の一条を加える。

（認定高度保安実施者の認定に係る手数料の額）

第二条の二　法第七十三条第一項の規定により別表第二の二の上欄に掲げる者が納付しなければならない手数料の額は、同表の中欄に定める金額（電子申請等による場合にあっては、同表の下欄に定める金額）とする。